

障がい者の外出(余暇)支援に関する アンケート調査報告書

いわき市地域自立支援協議会
地域生活支援部会

平成26年10月

I アンケート調査の概要

1 アンケート調査の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置された、「いわき市地域自立支援協議会」の専門部会である地域生活支援部会において、障がい者の外出（移動）支援に関する課題を把握するため、次のとおり、移動支援事業所及び市内障害福祉サービス事業所等に対して、実態調査を実施しました。

本調査結果の内容については、地域で生活する障がい者の課題の検討するために活用するとともに、いわき市地域自立支援協議会に、報告するものです。

2 地域生活支援部会について

- | | |
|------------|---|
| (1) 位置付け | 「いわき市地域自立支援協議会」の専門部会 |
| (2) 部会の目的 | 地域で生活する障がい者に関する課題のきめ細やかな検討 |
| (3) 主な検討課題 | 地域生活者に係る社会資源、バリアフリー化、地域での支援体制など |
| (4) メンバー | 市委託相談支援事業所、障害者特別サポート事業者、市障がい福祉課、その他オブザーバー |

3 アンケート対象事業所

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 移動支援事業所 | 42 事業所（うち回答事業所 35 事業所）（回答率 83.3%） |
| (2) 障害福祉サービス事業所等 | 41 事業所 |

4 アンケート実施時期

平成 25 年 5 月

II アンケート調査結果

1 移動支援事業所に対するアンケート

(1) 質問1 移動支援事業所の基本情報

質問1 貴事業所では対象者等を設けていますか？下記から選んで○で囲んでください。(複数選択可)

* 年齢：
 [児童 (18歳未満) ・ 障がい者 (18歳以上 65歳未満) ・ 障がい者 (65歳以上) ・ 設けていない]

* 障がい区分：
 [知的障がい者 ・ 精神障がい者 ・ 身体障がい者 ・ 設けていない]

* 利用可能な曜日
 [月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝祭日]

* 対象可能エリアは [設けている ・ 設けていない]
 ○「設けている」を選択した場合は、対象エリアを選択してください。(複数可)
 [久之浜大久 ・ 四倉 ・ 小川 ・ 川前 ・ 平 ・ 内郷 ・ 好間 ・ 三和 ・ 常磐 ・ 遠野 ・ 小名浜 ・ 勿来 ・ 田人 ・ 市外]

○「市外」を選択した場合は、利用可能範囲・条件等をお書きください。

* 利用時間
 [()時から()時まで ・ 24時間対応可 ・ その他()]

* 移動手段
 [専用車両 ・ 公共交通機関 ・ その他()]

ア 年齢

回答率

(単位：事業所数)

	回答全体 A	設問の回答数 B	回答率 (B/A)
年齢	35	31	88.6%

年齢制限

(単位：事業所数)

	設問の回答数	設けていない	障がい者 (18歳以上 65歳未満)
年齢制限	31	29	2
割合	100.0%	93.5%	6.5%

イ 障がい区分

回答率 (単位：事業所数)

	回答全体 A	設問の回答数 B	回答率 (B/A)
回答数	35	31	88.6%

障がい区分 (単位：事業所数)

	設けていない	身体のみ
障がい区分	25	6
割合	80.6%	19.4%

ウ 利用可能な曜日

回答率 (単位：事業所数)

	回答全体 A	回答数 B	回答率 C (B/A)
利用可能な曜日	35	30	85.7%

利用可能な曜日 (単位：事業所数)

	月	火	水	木	金	土	日	祝祭日
利用可能な曜日	30	30	29	29	30	24	21	21
割合	100.0%	100.0%	96.7%	96.7%	100.0%	80.0%	70.0%	70.0%

エ 対象エリア

回答率 (単位：事業所数)

	回答全体 A	回答数 B	回答率 (B/A)
対象エリア	35	32	91.4%

エリア限定 (単位：事業所数)

	設けている	設けていない
対象エリア	19	13
割合	59.4%	40.6%

地区別可能エリア (単位：事業所数)

	久之浜 大久	四倉	小川	川前	平	内郷	好間	三和
実施事業所数	16	18	18	15	20	20	20	15

(単位：事業所数)

	常磐	遠野	小名浜	勿来	田人	全地区可能
実施事業所数	19	17	17	17	15	13

オ 利用時間

回答率

(単位：事業所数)

	回答全体 A	回答数 B	回答率 (B/A)
利用時間	35	33	94.3%

利用時間の別

(単位：事業所数)

	24時間対応可	利用時間決まっている	その他
利用時間	8	21	4
割合	24.2%	63.6%	12.1%

【その他の回答 (単位：事業所数)】

- 応相談 2
- ヘルパーの確保状況により 24 時間対応可 1
- 利用者の希望時間 1
- とりあえず都合がよければ対応可 1

カ 移動手段

回答率

(単位：事業所数)

	回答全体 A	回答数 B	回答率 (B/A)
移動手段	35	34	97.1%

移動手段の種類

(単位：事業所数)

	専用車両	公共交通機関	その他
移動手段	20	11	3
割合	58.8%	32.4%	8.8%

【その他の回答】 (各 1 事業所)

- 専用車両・公共交通機関・徒歩
- 専用車両・公共交通機関・福祉車両・利用者車両
- タクシー含む

(2) 質問2 対象者、対象可能エリア限定の理由

質問2 質問1において対象者や対象可能エリア等を設けている理由があればお答え下さい。

○ 主な回答と課題

	回答内容	課題
1	専門的な知識を持ったスタッフが不在のため、対応で不安な部分があり、対象者での制限をさせている。	ヘルパーの不足 資質の不足
2	事務所より遠方の場合、サービス前後の移動時間がかかり、すでに予定している利用者のサービスを受けることができなくなってしまう	遠方の利用の場合時間がかかる
3	ヘルパーの人員が少ない	ヘルパーの不足
4	近辺の利用者のみを対象としている。	対象エリア限定

(3) 質問3 利用者からの相談及び課題

質問3 利用者等から学校や事業所等への通学・通勤に関して相談を受けたことはありますか？または、課題になっていることはありますか？

○ 主な回答と課題

	回答内容	課題
1	通学をヘルパーでお願いしたいとの相談	利用対象範囲の拡大（通学）
2	移動支援は通年の通学や通勤は対象外となっている。通勤については、国は「障がい者雇用助成金で対応可なので」という考えだが、就労に慣れるまで特別な事情があればこれも認めていくべきではないか。	
3	利用者様より学校への通学の相談を受けたことがあります。	
4	近辺の利用者のみを対象としている。	
5	朝の登校時や、帰りの下校時の支援の相談を受けたことがあります。できる範囲で対応しています。	
6	学校等への通学は自費の介護タクシー（自社サービス）で対応しておりますが、金銭的負担が大きいように感じます。	
7	精神障がいの方のご家族より通勤の付き添いをしてほしいと電話相談がありました。	

(4) 質問4 余暇に関する相談

質問4 利用者等から休日、祭日等の外出（移動）や余暇時間について相談を受けたことはありますか？または、課題になっていることはありますか？

○ 主な回答と課題

	回答内容	課題
1	車での移動中は、対象外となるため自費となる。その為移動範囲が狭くなる。	利用者負担が大きい (自費対応が大きい)
2	人員、人材の確保が難しい。	ヘルパーの人員不足
3	利用が土・日に集中し、ヘルパー派遣が追い付かない。	ヘルパーの人員不足 (休日のサービス提供が困難)
4	利用者の休日対応になると無理である	
5	休日・祭日はヘルパーの人数が少ないため、前もっての予約相談を受け、サービスを実施している。	
6	休日や祭日の外出に関してはできる限り対応させて頂いてますが、急な利用の希望や、ヘルパーの手配ができない時はお断りすることもあります。	
7	ヘルパーの確保が困難で長時間の対応が難しい	ヘルパーの人員不足 (長時間サービス提供が困難)
8	余暇の使い方（保護者を含めて）や制度を知らない人がかなりいます	制度の周知

(5) 質問5 外出（移動）や余暇支援に関する相談（質問3、4以外）

質問5 障がい者の外出（移動）や余暇時間に関して、質問3・4以外で利用者等から受けた相談や困り事がありますか？

○ 主な相談内容等と課題

	相談内容等	課題
1	温泉にヘルパーに連れて行ってほしい。	制度の見直し (温泉やプールの利用等)
2	プールや温泉、自宅周辺の散策の依頼。	
3	市外への外出について、その目的を事前協議が必要というのは移動の自由の制限ではないか？との指摘があった。月の利用時間の制限が不当。	制度の見直し (市外利用の簡素化)
4	長期的かつ定期的な活動に利用できずに困っているケースがあります。	制度の見直し (定期的な活動への利用)
5	当日の利用を希望される場合、時間が短い時はサービスを提供できることが多いが、長い時間かかる場合は車の調整等が出来ず、希望に合うサービス提供が困難となる場合が多々	ヘルパーの人員不足 (長時間のサービス提供が困難)
6	自立通学に向けて、ヘルパーに支援に入ってもらい学校から家まで歩く練習をしてほしい	制度の見直し (通学への利用)
7	交通費（自費）がかかるので利用したいけど出来ない状況	利用者負担が大きい
8	県外やいわき市外への外出（冠婚葬祭）を連れて行ってほしい。	制度の見直し
9	日中の見守りのために利用希望される方も多く、行き先等が決まっていない場合が困ってしまう	日中活動系事業所の不足
10	外出したいという本人の強い希望があるが、具体的にどこに行ったら良いか、何をすることがあまいな場合がある。	利用者の目的がはっきりしない
11	本人、訪問日を忘れることや、気乗りしない時があり不在になってしまうため、サービスが成り立たない	

(6) 質問6 移動支援事業の見直し、課題、問題点

質問6 いわき市移動支援事業において、見直しが必要な点や課題、問題点はありますか？

○ 主な意見と課題

	意見	課題
1	内容的には幅を持たせることが出来れば、利用者のニーズに応えられるものになる。	全体的な制度の見直し (ニーズに応えられるもの)
2	ヘルパーの人員不足は、ヘルパー資格所有者がいても職業として成り立たないから。	事業の報酬単価が低い
3	単価が安すぎるので、維持が困難になっている。	
4	ニーズが平日よりも休日等に偏ってしまう	ヘルパーの人員不足 (休日の提供が困難)
5	支給量に実質的に上限が設けられていること。	制度の見直し (支給決定時間上限の見直し (50時間))
6	身体介護が「伴う」「伴わない」の2種類の報酬に著しい格差がある	「身体介護伴う」「身体介護伴わない」との報酬の差
7	視覚障がい者の需要に対して受け入れ事業所が少なすぎると思います。	移動支援事業所の不足
8	社会参加活動で有意義に感じてるものの中にプールがある。	制度の見直し (プールへの利用)
9	隣接市外地域への移動支援について手続きを簡素化してほしい	制度の見直し (市外利用の簡素化)
10	往復の自主負担が苦しい方が多く困っている	利用者負担が大きい

(7) 質問7 移動支援事業に対する提案

質問7 いわき市移動支援事業における課題・問題点について、こうすればよいという提案があれば、お書きください。

○ 主な回答と意見

	回答	課題
1	事業所としてヘルパー確保することが第一条件。	ヘルパーの人員不足
2	登録ヘルパーの方自身に障害者の家族を持つ方が多く、理解がなければなかなか難しい事業になっている。	障がい者への理解促進
3	他の県・市町村の状況を把握し、地域格差のないサービスとなれば良い。	制度の問題 (他市町村とのサービス格差の解消)
4	単価が安すぎるので維持が困難になっている。	事業の報酬単価
5	移動支援事業所が年々減少しているようですが、増えていくようになると良い。	事業所の不足 (移動支援事業所の不足)
6	常にヘルパーを必要とせず、ある部分だけ支援が必要という声もあり、グループ対応型(1人のヘルパーに数人の利用者様)を行ってみてはどうかと思う。	グループ支援型の導入
7	利用者の様々なニーズに対応できる様柔軟な市の制度を作ってほしい。	全体的な制度の見直し (ニーズに応えられるもの)
8	報酬単価が安い	報酬単価が安い
9	障がい者に移動支援や通院等介助を認定するときに、詳細な説明をしておいてほしい	制度の周知 (当事者(利用者)への周知不足)

2 障害福祉サービス事業所等に対するアンケート

(1) 質問1 事業所の基本情報

質問1 貴事業所の事業形態についてお答えください。

* 相談支援事業所 通所事業所（日中活動系・就労系） GH/CH 学校
* 事業所所在地（ ）

<input type="radio"/> 相談支援事業所	4 事業所
<input type="radio"/> 通所事業所（日中活動系）	16 事業所
<input type="radio"/> 通所事業所（就労系）	6 事業所
<input type="radio"/> グループホーム事業所	6 事業所
<input type="radio"/> 学校	3 校
<input type="radio"/> その他 指定障害者支援施設等	3 事業所
通所事業所（日中・就労）	3 事業所
<input checked="" type="radio"/> 合計	41 事業所

(2) 質問2 通学・通勤に関する相談

質問2 利用者等から学校・事業所等への通学・通勤に関して、相談を受けたことはありますか？

○主な相談内容と課題

	相談内容	課題（大）	課題（小）
1	遠方の方々は介護輸送サービスが高額になる	利用者への金銭的負担が大きい	
2	通学距離が長く、身体的にも金銭的にも負担が大きいと感じる時もある		
3	遠方での冠婚葬祭の際にどうしていいかわからない。	制度の周知不足	当事者への周知不足
4	いわき養護学校、平養護学校、作業所への移動に関して相談	制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (通学) (通所)
5	登校時、下校時の送迎が難しいため、学校を休ませるしかなくなる。		
6	保護者が急に体調不良になった時に通学でサービスを利用したい		
7	保護者が運転免許がないため、通学に利用できる移動サービスについて		
8	朝や放課後の自宅から学校（への送迎）		
9	GHからの送迎について依頼があるが、現職員数では対応しきれない。		
10	事業所の利用にあたって、送迎サービスがあるかどうかの問い合わせがあります。		
11	送迎サービスを利用して短期入所事業所からの登下校は可能かとの問い合わせがあり。		利用対象範囲の拡大 (自宅以外からの利用) (通学)
12	保護者が急用のために作業所に連れて行けない際に、困ったことがある。		利用対象範囲の拡大 (通所への利用)

	相談内容	課題（大）	課題（小）																						
13	通勤の際、交通手段を使うのが難しいので、送迎してほしいという意見が多い。	制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (通勤)																						
14	通院介助後通所の事業所への送迎をしてほしい。		制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (自宅以外からの利用)																					
15	日中、当事業所を利用しているながら、午後から買い物がしたいとか、急に早く帰宅したいという時に、別の事業所を利用できたら良いなどの相談あり。				制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (自宅以外からの利用)																			
16	緊急時においてご自宅から事業所への通所に関して臨時に送迎サービスを利用したいとの申し出がある。						制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (自宅以外からの利用)																	
17	また短期入所サービス利用時において短期入所先より等事業所までの送迎サービスを利用したいとの申し出もあり、上記2点については現在のところ、事業所側で個別に対応している。								制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (自宅以外からの利用)															
18	ショートステイの施設から学校までの送迎 (中1件)										制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (自宅以外からの利用)													
19	スクールバス路線外に在住、母親が免許が無い ため、バス停までの送迎が困難 (小1件)												制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (通学)											
20	訪問介護での学校への送迎についての相談														制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (通学)									
21	在宅勤務をしている人が年に数回ある会社 への打ち合わせを兼ねた出勤の付き添い																制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (通勤)							
22	車の運転をしない祖父母に通学路までの送 迎が困難であるとのこと。																		制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (通学)					
23	事業所に通勤することで、家族からの相談を 受けました。																				制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (通所)			
24	公共交通手段を利用しての通学が困難。スク ールバスはルートが限られている。																						制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (通学)	
25	電車を利用して通勤しているが、他人にから かわれたりすることがあり、困る。 ※送迎がないことは利用する前からわかっ ていて利用しているが、送迎があれば尚よ い。																								障がい者への理解

	相談内容	課題（大）	課題（小）
26	遠方の方や送迎ルート外の方の送迎については、曜日を決めたり、送迎、利用の要望に応えられないこともあった。 ・公共交通機関の使用について・・・他学生と会うのが嫌となかなか帰れず（電車で）→時間をずらすことで克服	障がい者への理解	
27	送迎車を利用できるかどうか、が多い。	事業所の不足	送迎可能事業所の不足
28	交通機関を利用して通うと（利用者の負担が大きく）マイナスになってしまう。送迎の範囲をもっと広くしてほしい。送迎がないと、通って来れない人がいることも分かってほしいと相談を受けたことがある。		
29	通所したい施設があるが、通勤手段がなくて困っている。 ・通所施設を選ぶ際、送迎があるかないかで選ぶしかない。	サービス事業所の不足	送迎対応通所事業所の不足
30	日中活動事業所の送迎バスに乗車中のまま次に利用する他の事業所の玄関先まで送り届けてくれない	その他	通学

(3) 質問3 休日、祭日等の外出（移動）や余暇時間に関する相談

質問3 利用者等から休日、祭日等の外出（移動）や余暇時間に関して、相談を受けたことはありますか？

○ 主な相談内容と課題

	相談内容	課題（大）	課題（小）
1	自己負担の金額が事業所によって違うため、いろんな事業所に問い合わせるのが大変だった。	利用者負担が大きい	-
2	土曜日の開所など、開所日数を増やしてほしいとの依頼がある。	日中活動系事業所の不足	土日休日の開所
3	○施設利用者の定員枠を広げてほしい（全） ○公共の交通機関の利用ができるような支援がほしい（高）		-
4	○長期休業中に利用できる施設を教えてください（中3件）		長期休業中の開所
5	○長期休業中予約しても数日しか利用できない。利用できる日を増やしてほしい（小） ○長期休業中の利用に向けて申込みが遅れてしまい利用できなくなった（小）		
6	長期休業中の預け先について、なかなか見つからない。		
7	県境に住んでいるが、県外（茨城県）はいけないとのことで、行けるところが限られてしまう。		
8	利用する回数を増やしたいが、事業所の手がいっぱいで、利用できない月もある	制度	支給決定時間上限の見直し
9	○プール、散歩、行事、買い物、図書館等に行きたい ○休日、祭日はサービス提供していない、希望が重なり対応困難と断られることがあった		利用対象範囲の拡大（利用対象）
10	○ヘルパー付添での夏祭り参加の相談 ○習い事サークルへの付き添い ○家族旅行への付き添い ○障害者団体の研修会付添 ○障害者自身が講師となっている研修会の付き添い	制度	利用対象範囲の拡大（利用対象）

	相談内容	課題（大）	課題（小）
11	何人かの友達と移動支援を利用してカラオケに行きたい。	制度	グループ支援の導入
12	温泉等、外出したくてもヘルパーの手配に時間がかかり、なかなか行けない	事業所の不足	移動支援事業所の不足
13	施設サービス時間外に見守り支援を希望		日中活動系事業所の不足
14	社会参加のため移動支援利用の希望があるが、山間地帯でサービス事業所が遠方のため、利用できないことが多い。		送迎可能事業所の不足
15	曜日や時間帯のマッチングがうまくいかず、移動支援を利用するに至らない。		
16	事前に利用する日を、数か月の期間で決めないと利用できないことがあり、使い勝手が良くない。		
17	（GHは）日中世話人を配置しているのがほとんどであるため、付近の散策等で気分転換を図っていますが利用者の外出したいというニーズにはこたえられていない。		
18	山間部に住んでいる方は土日の移動支援で買い物や社会参加等の相談がある。土日で調整しているが、居宅事業での土日の希望日が多数あるため、調整がつかない現状。		土日休日のサービス利用が困難
19	行事等の参加に親の都合で送迎を依頼される（土、日曜）。主に余暇活動など		

(4) 質問4 障がい者の外出（移動）や余暇時間に関する相談（質問2、3以外）

質問4 質問2・3以外で利用者等から障がい者の外出（移動）や余暇時間に関して、相談を受けたことはありますか？

○ 主な相談内容と課題

	相談内容	課題（大）	課題（小）
1	ホームから帰省する際に、保護者の高齢化により送迎できない現状もあります。帰省させるためにヘルパーを手配しますが、時期・時間が集中することもあり手が足りず、事業所での送迎を行っています。もちろん報酬はいただけません。この点においてもヘルパーの不足が感じられます。但しヘルパーとしても34分のサービスのために勤務するのもきついものがあるかとも思われます。	ヘルパーの人員不足	
2	利用者さんが「他のサービスとしての外出支援が受けられること」の認識不足、社会に出ることのためらい、気弱さが邪魔しているかんじ		
3	○公共施設（サンアビススポーツ塾）への移動支援希望（高）○公共施設（サンアビススポーツ塾）への付き添い希望（高）○利用者が外出時に他害してしまう（小）	制度の周知不足	当事者への周知不足
4	「ある」①海外旅行への付き添い相談「ホノルルマラソン渉外部門参加」②スイミングスクール参加		
5	短期入所・日中一時支援を受けている利用者さんから、入所の利用者さんがまとまってコンビニまで買い物に行く時（月2回）に私も一緒に行きたいので行っていいですか？との相談があり、現在一緒に買い物に行っています。		グループ支援の導入
6	利用者の方の通院や買い物後、いったんホームに戻ってからでないと、次に利用するところへ行けない。	制度の見直し	
7	通所事業所が変わってから、買い物等をしたいが、いったん家に戻るのには、現実的でなく使えない。		利用対象範囲の拡大（自宅以外からの利用）

	相談内容	課題（大）	課題（小）
8	地域の行事等に送迎があれば参加したい	制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (対象範囲)
9	一般就労が見つかったが、通勤手段がなくて困っている。		利用対象範囲の拡大 (通勤)
10	①学校授業終了後の学童の利用について ②登下校の送迎サービスのみ行ってほしい。		利用対象範囲の拡大 (通学)
11	就労事業所でも送迎の有無がある。送迎できる事業所は地域が限られている部分もあり事業所側にも限界がある。		利用対象範囲の拡大 (事業所への送迎)
12	保護者様より、サービスがあることは知っているが、子供が小さいと預けることへの不安がある。障がいへの理解と幼児への理解、双方が備わっているところが無いのではないか。	障がい者への理解不足	
13	利用者さんが「他のサービスとしての外出支援が受けられること」認識不足、社会に出ることのためらい、気弱さが邪魔している		
14	利用者から外出したいとの相談は多くなっている。	実態調査及びニーズの把握	外出ニーズの高まり
15	就労系事業所の送迎ができないため、援助してほしい	事業所の不足	送迎可能事業所の不足
16	山間部に住んでいる方、福祉就労したいと考えているが交通手段がなく就労につながらないケースがある。		

(5) 質問5 移動支援事業の見直しが必要な点、課題、問題点

質問5 質問2～4のような利用者等からの相談等を受けて、いわき市移動支援事業に関して、見直しが必要な点や課題、問題点はありますか？

○ 主な意見と課題

	相談内容	課題（大）	課題（小）
1	施設から自宅以外の場所に移動しなければならない方にとっては毎回有料で移動サービスを受けることはコスト的に厳しい。このような場合に対応できる緩和措置があるとサービスの充実につながるのではないか。	利用者の負担が大きい	
2	利用者個人の支払い金額の負担も多い。		
3	移動支援の実費（ガソリン代）の格差が大きい（ばらつきがありやすい事業所に集中する）		
4	移動支援の報酬が低い、人員、時間、労力等に見合わない	報酬単価が安い	
5	外出の希望が休日等に集中する為、休日に勤務するヘルパーが確保できない。ヘルパーの人員不足と移動支援事業自体の不足と思われれます。外出先での見守りが主となるため、身体介護有の判断は、ほとんどの方は得られず、移動支援事業自体が利益のあがらない事業と位置づけがされています。利益があがらないとヘルパーもパート扱いとなり、身分保障がされないため、さらなる人員不足に結びついてるように思われます。また、ヘルパーの資質の問題もあります。ニーズを聞いてこたえられる技術が十分に身につけていません。（買い物内容・行き先などヘルパーのペースで行動を促してしまう傾向があります。）	ヘルパーの不足	
6	ヘルパーの資質の問題もあります。ニーズを聞いてこたえられる技術が十分に身につけていません。（買い物内容・行き先などヘルパーのペースで行動を促してしまう傾向があります。）	ヘルパーの資質の向上	
7	移動支援を行っている事業所が少ない	ヘルパー事業所の不足	

	相談内容	課題（大）	課題（小）
8	利用できるエリアについて、特に勿来地区の方は茨城県域が生活圈の方もいて、検討してほしい。	制度の周知	市外利用
9	「完全参加」と「平等」の理念を追求するのであれば祝祭日の柔軟な取り組みが必要		祝日の利用
10	わかりやすい、受けやすい方法。利用者へのアピール		当事者への周知
11	移動支援に関しての情報が少ない、周知されていない（移動支援がどのようなサービスかわからない）		
12	福祉サービスや介護タクシーを使って移動されている利用者がいない。サービス（支援）の内容や受け方などを良く知ってもらい、もっと身近なものとして利用できたら良いのかなと思う。		
13	家族や利用者自体が良く分かっていないために相談することにきづかないように思えます）		
14	いわき市内で一日の用務を終えるものが本来の対象だが、障害者といえども行動範囲は広がっており市外での活動も多くなっている。行動範囲が広がれば体調の問題によっては一泊の宿泊も必要となる。	制度の見直し	事業所への制度の周知
15	入所利用者も移動支援事業を利用できるように見直しが必要		利用対象範囲の拡大（利用者対象者）
16	通学において、移動支援の福祉サービス利用を希望されるが、教育委員会の方で検討してほしい		利用対象範囲の拡大（通学）
17	利用者の実態・ニーズに則した使い勝手の良い事業内容に見直す必要がある。		対象範囲の拡大（対象者）
18	日中活動系サービスを提供する事業所への送迎を行えるようにして対応してほしい。		利用対象範囲の拡大（事業所への送迎）
19	病気や出産以外のケースでも移動支援のサービスができるようになってほしい。		利用対象範囲の拡大（特例対象）
20	日数制限の見直しをしてほしい。		支給上限時間の見直し
21	外出の際の移動の支援だけでなく、登校のサービスを設定してほしい。		利用対象範囲の拡大（通学）

	相談内容	課題（大）	課題（小）
22	同じイベントに行くのにもそれぞれ別行動・別手配でいく		グループ支援の導入
23	利用者家族の高齢者に伴い、利用者の一時帰省ができなくなっている。帰省の移動支援・帰省中の介助支援があれば規制もしやすくなる。		利用対象範囲の拡大
24	外出の希望が休日等に集中する為、休日に勤務するヘルパーが確保できない。ヘルパーの人員不足と移動支援事業自体の不足と思われます。	移動支援事業所の不足	
25	サービスを行う事業所の数の少なさにも問題点があるように思います。移動サービスに特化した業種との連携が取れたら利用者の行動範囲も広がると思います。		
26	移動支援対応事業所の絶対数が少ない		

(6) 質問6 移動支援事業の課題・問題点に対する提案

質問6 いわき市移動支援事業における課題・問題点について、こうすればよいという提案があれば、お書きください。

○ 主な提案内容と課題

	相談内容	課題（大）	課題（小）
1	各事所によりバラつきがあり、運賃が高い	利用者負担が高い	事業所により利用料に差がある
2	移動支援事業の不足の改善のためには、事業として成り立つ必要があります。福祉の業界はどうしても社会的責任を問われがちではありますが、あくまでも一般企業です。採算が合わなければ事業を行うことができません。利益が上がらなくてもせめて採算が合うくらいの報酬単価は必要です。	報酬単価の見直し	
3	ヘルパー要件の緩和→簡易な研修を必要最低限の必須研修とする等大幅な軽減措置を図る等を組み込む	ヘルパーの要件	
4	放課後、休日等に障害のある児童生徒が活動できる場とそれらをサポートする人材の確保。	ヘルパーの人材不足	
5	移動についてのサービスを知らなかったり、どう使っていいかわからない方も多く、もっと知ってもらうようにパンフレットのようなものを、役所窓口や、相談の窓口などで、配布してはどうか。		
6	移動支援の認定基準を、どこまで移動支援として認めるかについて、わかりやすい個別相談の基準を作って運用してほしい	制度の周知	当事者への周知
7	移動支援のできるヘルパー事業所と介護タクシー事業所の違いについて明確にするとともに、その組み合わせ方について具体的に説明できる資料を渡す		
8	休日等の余暇利用・社会参加のためには施設入所利用者も移動支援を利用できるようにする		利用対象範囲の拡大 (施設入所者の利用)
9	必要に応じて通学・通勤にも移動支援が利用できるようにする	制度の見直し	利用対象範囲の拡大 (通学) (通勤)

	相談内容	課題（大）	課題（小）
10	通院の際、ヘルパーさんが通院終了後、直接日中活動の場に直接送っていけないため、間にセンターの職員が送迎に入らなければいけないのはロスだと思います。	制度の見直し	利用対象範囲の拡大 （自宅以外からの利用）※居宅介護
11	家族の努力では補えない部分で移動を必要としている家庭があると思います。個々のケースをすくいあげられるようなサービスや緩和が実現できればいわき市の移動支援事業も充実するのではないかと思います。		全体的な制度の見直し
12	グループホーム→病院→施設というように、移動がスムーズに出来れば良いと思います。		利用対象範囲の拡大 （自宅以外からの利用）
13	通学・通所の際に利用できるようにする（利用範囲の拡大）（通所・通学にも利用可能な市も増えてきている）		利用対象範囲の拡大 （通所）（通学）
14	時間制限（50時間）の緩和		支給決定時間の上限
15	月をまたいでの支給決定ができるようにする等柔軟に対応		支給決定時間の繰り越し
16	柔軟に使いやすい移動支援に（する）。移動支援を単なる「移動」への支援というより「社会参加」への支援というふうに捉えていく		制度全体の見直し
17	日常的な移動手段として、制度が柔軟に利用できるようにしてほしい。たとえば、通学には教育費予算活用を検討する。送迎のみ利用している方については、ヘルパーだけでなく、有償送迎やタクシーの利用も福祉施設入所者も利用できるようにしてほしい（少なくとも療養介護利用者）		利用対象範囲の拡大 （施設入所者の利用）
18	一人ではなく友達とともに移動支援を利用したいという声が聞かれるため、グループでの移動支援ができる体制が出来れば良いと思う。		グループ支援の導入

	相談内容	課題（大）	課題（小）
19	障害者の方の見守りの位置づけを身体介護有と判断する必要があると思われます。 (例えば 30 分のサービスで身体介護有 2300 円、無 801 円の報酬単価を考えれば解決策があるのではないのでしょうか?)	制度の見直し	身体介護伴う身体介護伴わないの判断基準
20	通学における保護者の負担軽減。		利用対象範囲の拡大(通学)
21	実態とニーズを明らかにする。いわき市地域自立支援協議会を中心に、いわき地区障害者福祉連絡協議会等と連携を図り、いわき市と協議していく。	実態調査及びニーズの把握	
22	保護者の方が利用しやすいように直接、保護者の方の声を聞いていただけるといいのではないのでしょうか。		
23	移動支援事業所の課題・問題点と利用者側の課題点を把握し、実際モニターのような事例を挙げていくのはどうか。		
24	市内の事業所が増加又は連携が取れば充実が進むのではないかと思います	移動支援事業所の不足	
25	障害者の外出（移動）支援を行う機関や事業所の拡充。(NPO、介護タクシー、ヘルパー等)		
26	移動支援事業所の絶対数の不足		
27	作業所が小規模であり、送迎加算が受けられない。また、送迎を促進してしまうと、父兄とのかかわりや、自律、自力での通所にマイナスになるかもしれないところで迷いがある。	その他	
28	いわき市のタクシー組合・バス組合との協力体制を作る運営協議会を作って運営する。運営協議会のなかで障害状態に見合った車の共同提供をしていく。いわき市で助成できるのなら運営協議会への補助をお願いしたい。自己負担金の上限や、バスカードの利用検討必要だが、無料はよくない。		
29	いわき市助成があれば市のイベントの集客時に相談支援との連携で手配する。同一イベントは方部ごと乗合利用する		

	相談内容	課題（大）	課題（小）
30	付添ヘルパーの確保は移動支援に関しては「指名介護人制度」を活用してはどうか？ ヘルパー要件の緩和が可能であり、なじみのボランティアにお願いできる人も増える。	その他	

Ⅲ 課題と考察

1 「ヘルパーの人員不足について」

- ・震災後、福祉関係に係る求人、雇用の厳しい状況。いわき市内の福祉サービス事業所において、職員の募集をしても、人が集まらないと話す関係者が多い。(いわき市のすべての職種での有効求人倍率は平成26年4月時点で1.35倍。厚労省による被災3県の社会福祉職の有効求人倍率の調査では福島県全体の介護職の有効求人倍率平成25年5月時点で1.83倍) 人員不足が要因となり、休日のサービス提供が困難。新規で土日に移動支援の希望をしても全く受けしてもらえない現状。余暇を過ごすのに、徒歩圏内であれば自力で行く事ができる人も多いと考えられる。
- ・地域に障がいのある方も集えるような身近な場所があれば、ヘルパーを利用しなくても余暇を過ごすことができると考えられる。

2 「エリアの限定について」

- ・対象エリアの限定をしているところが多い。ヘルパーの不足やいわき市が広域がゆえの移動の際の利用者負担が大きいことが考えられる。(特に山間部)
- ・遠方の利用の場合時間がかかる→いわき市が広域であるため
- ・利用者宅まで車輛を出す際の、行きの経費(ガソリン代)、自宅に送ってから、事務所までの戻りの経費が算定されない。よって、事業所より遠方の利用者の場合受けることが難しくなると考えられる。

3 「利用者負担について」

- ・「山間地(遠方)の利用者の金銭的負担が大きい。」→利用者の金銭面の負担と、遠方のため、事業所が受けたくないケースが多い。これについては、特別地域加算(へき地加算)のようなものを導入してはどうか。
- ・事業所によって、実費分のガソリン代の設定が異なるため、実際の負担額に開きがある。

4 「制度としての問題について」

- ・国の調査(地域生活支援事業における地域間の差異に関する調査H23.3)では移動支援事業の派遣先として認められているもの、いないものについては市区町村ごとに異なると記載あり。また、その調査の中で、通勤、通学、通所については3割前後の市町村で認められておらず、その3つが比較的割合としては高い。その逆に、通学義務教育以外認められないとしている市町村の回答も14.7%あり。移動支援が市町村ごとに制度における解釈、実際の内容が異なっていると考えられる。
- ・移動支援の目的が本来と違った主旨で受け取られている。福祉以外の領域でも検討は必要である。
- ・「利用者の目的がはっきりしない。」→漠然と外出したい…という利用者が多い。支援者からの情報提供が必要。制度自体の説明不足、理解不足があると考えられる。

- ・外出支援・余暇支援は、利用者ニーズが土日等に集中してしまい、ヘルパー不足もあり、ニーズに応えられていない。車での移動には利用者負担が生じ、移動範囲が制限されてしまう。利用者の利用目的がはっきりしていないこともあり、漠然と外出したい、預かってほしいなどの利用も見られている。別のサービスの利用提案も必要である。

5 「報酬単価について」

- ・国の調査（地域生活支援事業における地域間の差異に関する調査 H23.3）によれば、「身体介護伴う、伴わない」での分類としている市町村（64.2%）と「日常不可欠な外出と趣味的な活動・社会参加」に分けている市町村（31.9%）とで2つの異なる基準が並立している。このことが、報酬、利用者負担、支給決定等、地域間格差をもたらす要因であると考えられるとの記載がある。また、報酬の単価を上げ、多くの事業所が事業に参入できるようにし、週末の余暇支援など、多くの利用者が希望する日時、時間帯に提供する体制が整うようになればと考える。
- ・「移動支援事業の報酬単価が安い。」→動いたら動いただけ赤字になる移動支援。他市町村との比較調査が必要である。

6 「移動支援事業所の不足について」

- ・上記の人員不足、エリア限定、報酬単価が低いことなどにより、1つの事業として収益をあげ、運営するのは難しい。以上の要因により、事業所が増えない。

7 「通勤・通学・通所の利用について」

- ・通学・通勤の相談は多い。移動支援の対象外となっている為、利用者負担となり利用を控える方もいる。制度の見直しが必要と考えられる。
- ・現行の移動支援事業では対象とならない通勤、通学等への利用は、他市町村の事例又はいわき市が広域であることを踏まえて、対象を拡大すべきか検討していく。

IV 総括

いわき市における障がい者の外出(余暇)支援については、いわき市の広域性から事業展開においてエリアが限定されてしまったり、それに伴う利用者負担が大きくなってしまいう傾向にある。

移動支援の制度上、該当性の判断基準により使い勝手の良いサービスになっていない。

今回の調査でも、報酬単価・事業所の不足・ヘルパーの不足等の回答が多く寄せられた。居宅介護事業自体が単体での事業経営ができない為の諸問題かと思われる。

他の市町村での取り組みを参考に改善できる箇所はあり、いわき市には情報提供を行い今後の検討内容をお願いしたいところである。市町村単位での判断基準を進めることも可能な為、先進的に取り組んでいる市町村の情報収集・分析・検討してできることから要望・提言等を行っていければより使いやすい移動支援事業となると考えられる。

(先進的な取り組みの例として)

- 1 グループ支援の導入・・・横浜市の他、導入している市町村が幾つもあります。
- 2 身体介護伴う・伴わないの判断基準の見直し
・・・横浜市では、基準が一律で分かれていません。
- 3 通学通所支援の検討・・・移動支援のサービスとして認められている市町村もあります。(通学通所支援として位置づけされています。)

(参考情報)

: 横浜市の H25 年度からの移動支援(ガイドヘルプ)事業・・・・・・資料参照

: 福島県本宮市では市として通勤・通学バスの運行をしている。

: 横浜市のチケット制でのヘルパー事業の取り組み。

V 今後の取組み

要望として、自立支援協議会に具体的事例等を積極的に挙げていく。

- ・グループ支援の導入・・・平成25年度には、一度部会としても提言をしているが、再度他市町村での取り組みを参考に提言をしていく。
- ・いわき市移動支援自体の見直し・・・通学通所支援の導入や身体介護伴う・伴わないの判断の有無も含めて制度自体の大きな見直しが必要であると考えます。
- ・福祉人材センター等に登録されている方・退職した方の再就職コーディネートの検討を行う。